

## 新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 33 条 《<u>署名</u>の義務》関係</p> <p>(所属税理士である旨の表示)</p> <p>33-1 法第 33 条の規定により、税理士が<u>署名</u>するときに、税理士である旨を付記するに当たって、当該税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとする。</p>	<p>第 33 条 《<u>署名押印</u>の義務》関係</p> <p>(所属税理士である旨の表示)</p> <p>33-1 法第 33 条の規定により、税理士が<u>署名押印</u>するときに、税理士である旨を付記するに当たって、当該税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとする。</p>